

大阪市告示第261号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年2月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 剣道場 柔道場	令和7年3月10日（月）
大阪市中央体育館 第1体育場	令和7年3月3日（月）から 同月6日（木）まで
大阪市中央体育館 第2体育場	令和7年3月1日（土）から 同月3日（月）まで
	令和7年3月8日（土）から 同月9日（日）まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和7年3月1日（土）	午前7時から 午後9時まで
	令和7年3月2日（日）	午前8時から

令和7年3月8日（土）から 同月9日（日）まで	午後9時まで
令和7年3月11日（火）から 同月12日（水）まで	午前8時から 翌日午前1時まで
令和7年3月15日（土）	
令和7年3月18日（火）から 同月19日（水）まで	午前8時から 午後12時まで
令和7年3月20日（木）	午前8時から 翌日午前4時まで
令和7年3月21日（金）から 同月22日（土）まで	午前8時から 午後12時まで
令和7年3月23日（日）	午前8時から 翌日午前2時まで
令和7年3月26日（水）から 同月31日（月）まで	午前8時から 午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）